



より納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

国に所属しない行政庁が審査庁である場合における前項の規定の適用については、同項中「総務省令で」とあるのは、「審査庁が」とす

#### (事件記録)

**第十五条** 法第四十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

#### 一 審査請求録取書

二 法第二十九条第四項各号に掲げる書面

#### 三 反論書

#### 四 意見書

五 口頭意見陳述若しくは特定意見聴取、法第

三十四条の陳述若しくは鑑定、法第三十五条

第一項の検証、法第三十六条の規定による質

問又は法第三十七条第一項若しくは第二項の

規定による意見の聴取の記録

六 法第三十二条第一項又は第二項の規定によ

り提出された証拠書類若しくは証拠物又は書

類その他の物件

七 法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

八 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手

続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。

一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十六条第一項

二 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十四条第二項

三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）第五十五条第一項

四 渔船法（昭和二十五年法律第二百七十八号）

五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十九号）第一百五十六条第一項

六 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第一百二十六号（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）、第三十八条、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）、第三十条第一項

七 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第一百二十六号（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）、第三十八条、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）、第三十条第一項

八 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十八条第一項

九 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十五条第三項

十 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二十条第一項

十一 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百四十九号）第三十九条の二第一項

十二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第六十三条第一項

十三 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十条第一項（同法第十二条において読み替えて準用する場合を含む。）

十四 商工会議所法（昭和二十八年法律第一百四十三号）第八十三条第一項

十五 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第十一条第一項

十六 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第一百四十九号）第六条第一項

十七 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第八十条第一項

十八 家畜取引法（昭和三十一年法律第一百八十四号）第三十二条第一項

十九 工業用水法（昭和三十一年法律第一百八十六号）第二十七条第一項

二十 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第一百八十四号）第二十六条第一項

二十一 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第一百五十五号）第二十条第一項

二十二 工商会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十九条第一項

二十三 割利販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第四十四条第一項

二十四 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）第二十一条第一項

二十五 計量法（平成四年法律第五十一号）第一百六十四条第一項

二十六 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）第二十一条第一項

二十七 砂利採取法（昭和三十九年法律第一百七十号）第一百十条第一項

二十八 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三十一

条第一項

二十九 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十条第一項

三十 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第一百五号）第三十八条第一項

三十一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十条第一項

三十二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七十七号）第五十二条第一項

三十三 振発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二十二条第一項

三十四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第四十六条第一項

三十五 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第三十八条第一項

三十六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十二条第一項

三十七 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十号）第二十八条第一項

三十八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成二年法律第四十八号）第三十八条第一項

三十九 計量法（平成四年法律第五十一号）第一百六十五条第一項

四十 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十条第一項

四十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百三十二条、第一百六十一条及び第一百七十七条に規定する防災街区整備審査会

四十二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第六十条に規定する住宅街区整備審査会

四十三 防災街区整備審査会（平成十二年法律第四十九号）第七十条に規定する登録審査会

四十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十七条、第五十三条、第一百三十六条及び第一百八十五条に規定する審査委員会

四十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）第十一条に規定する認証審査參與員

四十六 郵政民営化委員会

四十七 地方年金記録訂正審議会

四十八 法第四十三条第一項第二号の政令で定めるものは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関するもの

二十九 热供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十条第一項

三十 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第一百五号）第三十八条第一項

三十一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十条第一項

三十二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七十七号）第五十二条第一項

三十三 振発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二十二条第一項

三十四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第四十六条第一項

三十五 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第三十八条第一項

三十六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十二条第一項

三十七 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十号）第二十八条第一項

三十八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成二年法律第四十八号）第三十八条第一項

三十九 計量法（平成四年法律第五十一号）第一百六十五条第一項

四十 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十条第一項

四十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百三十二条、第一百六十一条及び第一百七十七条に規定する防災街区整備審査会

四十二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第六十条に規定する住宅街区整備審査会

四十三 防災街区整備審査会（平成十二年法律第四十九号）第七十条に規定する登録審査会

四十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十七条、第五十三条、第一百三十六条及び第一百八十五条に規定する審査委員会

四十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）第十一条に規定する認証審査參與員

四十六 郵政民営化委員会

四十七 地方年金記録訂正審議会

四十八 法第四十三条第一項第二号の政令で定めるものは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関するもの

二十九 热供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十条第一項

三十 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第一百五号）第三十八条第一項

三十一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十条第一項

三十二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七十七号）第五十二条第一項

三十三 振発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二十二条第一項

三十四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第四十六条第一項

三十五 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第三十八条第一項

三十六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十二条第一項

三十七 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十号）第二十八条第一項

三十八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成二年法律第四十八号）第三十八条第一項

三十九 計量法（平成四年法律第五十一号）第一百六十五条第一項

四十 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十条第一項

四十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百三十二条、第一百六十一条及び第一百七十七条に規定する防災街区整備審査会

四十二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第六十条に規定する住宅街区整備審査会

四十三 防災街区整備審査会（平成十二年法律第四十九号）第七十条に規定する登録審査会

四十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十七条、第五十三条、第一百三十六条及び第一百八十五条に規定する審査委員会

四十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）第十一条に規定する認証審査參與員

四十六 郵政民営化委員会

四十七 地方年金記録訂正審議会

四十八 法第四十三条第一項第二号の政令で定めるものは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関するもの

二十九 热供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十条第一項

三十 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第一百五号）第三十八条第一項

三十一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十条第一項

三十二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七十七号）第五十二条第一項

三十三 振発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二十二条第一項

三十四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第四十六条第一項

三十五 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第三十八条第一項

三十六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十二条第一項

三十七 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十号）第二十八条第一項

三十八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成二年法律第四十八号）第三十八条第一項

三十九 計量法（平成四年法律第五十一号）第一百六十五条第一項

四十 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十条第一項

四十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百三十二条、第一百六十一条及び第一百七十七条に規定する防災街区整備審査会

四十二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第六十条に規定する住宅街区整備審査会

四十三 防災街区整備審査会（平成十二年法律第四十九号）第七十条に規定する登録審査会

四十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十七条、第五十三条、第一百三十六条及び第一百八十五条に規定する審査委員会

四十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）第十一条に規定する認証審査參與員

四十六 郵政民営化委員会

四十七 地方年金記録訂正審議会

四十八 法第四十三条第一項第二号の政令で定めるものは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関するもの

る法律第十条に規定する認証審査參與員とする。

第二章 再調査の請求

**第十八条** 第三条第四条第一項及び第八条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九條 第一章（第二卷）

一項第二号及び第三号並びに第二項並びに第十一項七条を除く。)の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合には、前項において読み替えて準用する第一条、第十五条(第一項第二号及び第三号並びに第二項を除く。)及び第十六条の規定は、適用しない。

事)

**第二十一条** 法第七十二条第一項の合議体は、これ  
ら全ての委員の、同条第二項の合議本  
に轉成し得る。

過半数の委員の出席がな

は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。法第七十二条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもつて決する。

に委員の過半数をもつて決し可否同数のと

きは、会長の決するところによる。

事に參與する」とかでぎない

# 第一十一條 行政不服審査会（以下「審査会」と

必要があると認める場合には、数

個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を

審査会は、前項の規定により、事件に係る調

査審議の手続を併合し、又は分離したときは、  
審査請求書に二重記入せしむる。

(映像等の送受信による通話の方法による意見の陳述等)  
**第二十二条** 第八条の規定は、法第七十五条第一項の規定による意見の陳述について準用する。

この場合において、第八条中「審理員は」とあるのは、「審査会は」と、「審理を」とあるのは、「調査審議を」と、「審理関係人」とあるのは、「審査関係人」と、「審理員」とあるのは、「

(提出資料の交付)

**第二十三条** 第十条から第十四条まで（第十一条第二項第一号及び第十四条第二項を除く。）の規定は、法第七十八条第一項の規定による交付について準用する。この場合において、第十一条第一号中「第三十八条第一項」とあるのは「第七十八条第一項」と、「書面若しくは書類」とあるのは「主張書面若しくは資料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、同条第二号及び第三号並びに第十二条第一項中「第三十八条第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）」とあるのは「第七十八条第四項」と、「以下この条及び次条において」とあるのは「以下」と、同条第二項中「審査庁」とあり、並びに第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査会」と、第十四条第一項中「同条第四項の規定により納付しなければならない手数料」とあるのは「手数料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と読み替えるものとする。

(審査会の事務局長等)

**第二十四条** 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

3-2 審査会の事務局に、課を置く。

前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。  
(審査会の調査審議の手続)

**第二十五条** この政令に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に關し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

**第五章 補則**

(不服申立書)

**第二十六条** 法第八十三条第一項において法第九条（第五項第一号及び第二号を除く。）の規定を準用する場合には、同条第一項中「審査請求は、他の法律（条例に基づく処分についてある場合を除き）とあるのは「不服申立て（第八十二条第一項に規定する不服申立てをい

う。以下同じ。)は、と、同条第二項第一号中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、同項第二号中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と、同項第三号中「審査請求に係る処分

定を経たときは、当該決定」とあるのは「不服申立てに係る処分」と、同項第四号及び第六号中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と、同条第四項中「審査請求人」とあるのは「不服申立て人」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と、「第二項各号又は前項各号」とあるのは「第二項各号」と、同条第五項第三号中「審査請求期間」とあるのは「不服申立てをすることができる期間」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と、「前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する」とあるのは「当該期間内に不服申立てをしなかつたことについての」と読み替えるものとする。

第四条第二項の規定は、法第八十三条第一項の不服申立て書について準用する。この場合において、第四条第二項中「審査請求人」とあるのは「不服申立て人」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と読み替えるものとする。  
（総務省令への委任）

この政令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成一九年三月一三日政令第四〇八号）抄

（施行期日）  
（施行期日）抄

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年七月二八日政令第二一）  
この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（平成三〇年八月一〇日政令第二四一號）抄

この政令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年八月一〇日政令第二四一號）抄

1 (施行期日) この政令は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を

附 則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄	
（施行期日）	第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。
（号）抄	附 則（令和二年八月五日政令第二三六五号）抄
（施行期日）	1 この政令は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。
（別表第一（第二条関係）	この政令は、公布の日から施行する。 附 則（令和三年九月二七日政令第二六五号）抄
（施行期日）	1 この政令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和四年四月一日）から施行する。
（第六条第第三条第審査庁（審理員審査庁第一項）	この場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員が指名されていなければ、審理員提出しなければ
（第七条第参 府等）	提出し、又は作成しなれば
（第八条第参 加人）	（処分庁等が審査庁である場合にあつては、參

第八条		第七条第一項		一項		第四条第二項		第五条第一項		第六条第一項		第七条第一項		第八条第一項	
審理員は	見書	反論書又は意見書	審理員は	見出し	第七条の反論書等	見出し	第七条第一項	見出し	第二十九条第一項本文	第六十六条第一項において読み替えて準用する法	第二十九条第一項本文	審査請求書の副本	再審査請求書の副本	再審査請求書	再審査請求書
審理員は	見書	反論書又は意見書	審理員は	見出し	第七条の反論書等	見出し	第七条第一項	見出し	第二十九条第一項本文	第六十六条第一項において読み替えて準用する法	第二十九条第一項本文	審査請求書の副本	再審査請求書の副本	再審査請求書	再審査請求書
審理員は	見書	反論書又は意見書	審理員は	見出し	第七条の反論書等	見出し	第七条第一項	見出し	第二十九条第一項本文	第六十六条第一項において読み替えて準用する法	第二十九条第一項本文	審査請求書の副本	再審査請求書の副本	再審査請求書	再審査請求書

第三十二條第一項		第六十六條第一項において準用する法第三十二条第一項	
第三十三條		第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十三条	
第三十四条		第六十六条第二項において準用する法第三十四条	
第三項	第三十五条法	第三十三條	第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十三条
弁明書、反論	審査請求書、	再審査請求書	第六十六条第一項において準用する法
二項	書	第六十六条第一項において読み替えて準用する法	第六十六条第一項
第一項	第十六條	第六十六条第一項において読み替えて準用する法	第六十六條第一項
第一項	第十三條第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法	第六十六條第一項
第一項	第六十六条第一項において読み替えて準用する法	第六十六条第一項において読み替えて準用する法	第六十六條第一項